



一般社団法人日本フードサービス協会

JFニュースレター

2018.4.5

一般社団法人日本フードサービス協会 副会長・広報委員長 近藤 正樹
副会長・安全安心委員長 小林 均

カンピロバクターによる食中毒に 十分な注意をお願いします

鶏肉を原因とするカンピロバクターによる食中毒が頻発していることから、厚生労働省は都道府県等に対策の強化を求める通知「カンピロバクター食中毒事案に対する告発について（厚生労働省 2018年3月29日）」を発出しました。

通知は、飲食店等で発生したカンピロバクター食中毒の約半数の事例で、仕入れ品に加熱用表示があるにもかかわらず、生又は加熱不十分な鶏肉を客に提供していたことが判明したとして、下記に該当する場合は、警察等との連携や告発等、厳正な措置を講じる対応を都道府県等に求めています。

記

1. 加熱用鶏肉であることを認識しつつも、生食等料理を提供したことにより、カンピロバクター食中毒を繰り返し発生させた場合
2. 広域的に事業を展開するフランチャイズチェーン店において、一括仕入れする鶏肉が加熱用であることを認識しつつも、チェーンの複数店舗で生食等料理を提供し、カンピロバクター食中毒を広域的に発生させた場合

- 「カンピロバクター食中毒事案に対する告発について（厚生労働省 2018年3月29日）」
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000200841.pdf>
(食の安全・安心財団ホームページからも確認出来ます)
<http://anan-zaidan.or.jp/>

※本件は、JF と食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせは JF 事務局：福田/田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）をお願いします。